



令和 7 年 10 月 24 日

【照会先】

大分労働局 労働基準部

健康安全課長 金田 博幸

課長補佐 原田 英一

電話 0 9 7 - 5 3 6 - 3 2 1 3

報道関係者 各位

建設業における墜落・転落災害防止対策の徹底を要請

～ 建設現場における死亡災害の再発防止に向けて ～

大分労働局（局長 あきやままさき 秋山雅紀）は、本年 4 月にもマンションの修繕工事現場において、屋上で調査を行っていた労働者が約 40m 下の地面に墜落した死亡災害に続き、10 月 9 日に別府市のマンションの外壁改修工事現場において、足場の組立て作業中に墜落による死亡災害が発生したことを受け、令和 7 年 10 月 22 日、大分県内の建設業関係の 10 団体に対し、同種災害防止の徹底について、文書で要請を行いました。

文書による要請の内容

1 要請目的

建設現場における足場の組立て等作業中の墜落・転落等による労働災害防止対策の徹底を求めるもの。

2 要請先、要請日等

一般社団法人大分県建設業協会の外 9 事業者団体に要請しました。

3 主な要請内容

- （１）高所作業における基本的な留意事項について
- （２）足場の組立て等に係る作業手順の作成及びこれに基づく作業の実施について
- （３）足場の組立て等作業主任者の選任と監視等の職務の励行について
- （４）要求性能墜落制止用器具取付設備等の設置及び要求性能墜落制止用器具の使用について
- （５）手すり先行工法等に関するガイドラインによる足場の組立て作業の周知について
- （６）安全衛生教育について

添付資料 令和 7 年 10 月 22 日付け要請文
リーフレット

別記の建設業の団体等の長 殿

大分労働局長

墜落・転落災害防止対策の徹底について（要請）

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

労働基準行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年の大分県内における建設業の労働災害発生状況につきましては、休業4日以上の死傷災害が9月末現在の速報値で、昨年同時期の25%減にて推移しており年間死傷者数の大幅な減少が期待されるところです。

しかしながら、死亡災害につきましては、本年4月にマンションの修繕工事現場において、屋上で調査を行っていた労働者が約40m下の地面に墜落した死亡災害に続き、今月10月9日にはマンション外壁改修工事現場において、足場の組立て作業を行っていた労働者が高さ約19mの足場から墜落する死亡災害が発生したところです。

建設業における安全衛生対策につきましては、「令和7年度における建設業の安全衛生対策の推進について」（令和7年4月10日付労基発0410第3号）に基づき、その徹底を図ってきたところですが、高所からの墜落死亡災害が複数発生したことを受け、改めて墜落災害防止対策を中心に一層の労働災害防止対策の徹底を図る必要性を感じているところです。

つきましては、貴団体傘下の会員事業場に対して下記事項の周知を図っていただくとともに、安全衛生管理が定着するよう必要な指導・援助に努めていただくよう要請いたします。

記

高所作業における基本的な留意事項

- 1 高さが2m以上の箇所で作業を行わせる場合で、墜落による危険がある場合には足場等作業床を設けること。
- 2 1により作業床を設けることができない場合は、要求性能墜落制止用器具を使用させるなどにより墜落防止対策を講じること。
- 3 高さが2m以上の作業床の端、開口部等には手すり、囲い等を設けること。
- 4 3により手すり、囲い等を設けることができない場合は、要求性能墜落制止用器具

を使用させるなどにより墜落防止対策を講じること。

- 5 要求性能墜落制止用器具を使用させるときは、要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備を設けること。

足場の組立て等の作業段階における留意事項

1 足場の組立て等に係る作業手順の作成及びこれに基づく作業の実施

- (1) 足場の設置計画及び足場の組立図をもとに、足場の組立て等の作業に当たっての具体的な作業手順を定め、労働者に周知し、これに基づく作業を徹底させること。
- (2) 作業手順については、作業進行によって発生する問題点や現場の実情を踏まえ、必要に応じ、これを見直すこと。
- (3) 足場の高さが10m以上の場合は、設置の30日前までに計画の届出を所轄労働基準監督署長に提出すること。（設置期間が60日未満のものを除く。）

2 作業主任者

- (1) 高さ5m以上の足場の組立て等の作業に当たっては、必要な資格を有する者の中から「足場の組立て等作業主任者」（以下「作業主任者」という。）を選任し、安衛則第566条各号に定める事項を行わせること。
- (2) 特に、足場の組立て等作業時の墜落・転落災害には、労働者が要求性能墜落制止用器具を着用していたにも関わらず、これを使用していなかったために墜落した事案が認められているため作業主任者には、要求性能墜落制止用器具の使用状況の監視等を徹底させること。
- (3) 高さ5mに満たない足場の組立て等の作業に当たっても、作業を指揮する者を指名し、上記に準じた事項を行わせること。

3 要求性能墜落制止用器具取付設備等の設置及び要求性能墜落制止用器具の使用

- (1) 要求性能墜落制止用器具取付設備等を設置し、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
- (2) 足場の組立て等作業時の墜落・転落災害の中には、労働者が要求性能墜落制止用器具を使用していたものの、その掛替え時に墜落した事案が認められているため、「要求性能墜落制止用器具の二丁掛」を基本とすること。
- (3) 要求性能墜落制止用器具の選定、使用方法等については、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（平成30年6月22日付け基発0622第2号）に基づいて対応すること。

4 手すり先行工法

- (1) 「手すり先行工法」を用いた足場の組立て等の作業を行う場合に、上記1により作成する作業手順は、ガイドラインを踏まえた適切な内容とすること。
- (2) 手すり先行工法による足場の組立ては、足場の後踏側のみに採用されることが多いことから、足場の前踏側からの墜落防止のために要求性能墜落制止用器具を使用すること。

5 安全衛生教育

(1) 特別教育等の実施

ア 足場の組立て等の作業に就く労働者に対して、安衛則第36条第39号に基づく特別教育を実施すること。

イ 足場上での作業に就く労働者に対して、安衛則第36条第41号に基づく特別教育を実施すること。

(2) 足場の組立て等作業主任者能力向上教育

足場の組立て等作業における墜落・転落災害には、作業主任者が職務を適切に実施していたと認められない状況下において発生したものが多くことから、作業主任者の職務に関する能力の向上を図り、職務が徹底されるよう、安衛法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を定期的に受講させることに努めること。

(3) 足場の作業に就く労働者に対する安全衛生意識の高揚

「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基安発0622第2号）」等の墜落防止措置のポイントや、不安全行動等を伴う災害事例を労働者に対して説明する等により、安全衛生意識の高揚に努めること。

別記

建設業労働災害防止協会 大分県支部

(一社)大分県建設業協会

大分県建造物解体工事業協同組合

大分県管工事協同組合連合会

大分県電気工事業工業組合

大分県屋根工事業協同組合

大分県左官業組合連合会

協同組合大分県塗装防水仕上工業会

(一社)大分県鳶土工業連合会

大分県建設型枠工事業協同組合

足場組立等作業チェックリスト（裏面）を活用して 安全管理を徹底しましょう！

足場の組立等作業中に、公衆災害を含む重篤な災害が発生しています。
足場の組立等作業を行うときには、作業計画の作成段階における
リスクアセスメントの実施と同計画の周知、②作業主任者の選任及び解
体作業に従事する者への特別教育の実施、③墜落・転落及び飛来・落下災
害の防止対策の実施、により安全管理の徹底を図ってください。

**墜落・転落
防止の徹底！**



**飛来・落下
防止の徹底！**



足場の組立等作業における災害防止対策のポイント

作業計画の作成段階におけるリスクアセスメントの実施と同計画の周知

- ・ 作業の計画段階でのリスクアセスメントの実施
- ・ リスクアセスメント結果を踏まえた作業計画の作成
- ・ 作業計画の関係労働者への周知

作業主任者の選任及び足場作業に従事する者への特別教育の実施

- ・ 高さ 5 m 以上の足場を組立等するときにおける作業主任者の選任と職務の励行
- ・ 足場の組立等作業に従事する労働者に対する特別教育の実施

墜落・転落及び飛来・落下災害の防止対策の実施

- ・ 足場の組立等時における幅 40 cm 以上の作業床の確保
- ・ フルハーネスを安全に取り付けるための設備等の設置
- ・ 労働者へのフルハーネスの使用徹底
- ・ 材料、器具、工具等を下ろすときのつり綱、つり袋等の使用
- ・ 防網の設置等による材料、器具、防網等の落下防止措置

裏面のチェックリストを活用してください。

足場の組立等作業チェックリスト 下記項目を確認し、安全管理を徹底してください。

作業開始前	作業する足場の規模、使用する機械、工程、周囲の環境を十分考慮した作業計画(作業手順書)を作成していますか。	☐
	作業計画段階で、関係作業員の墜落危険性、足場材等の落下による関係者以外の危険性を考慮したリスクアセスメントを実施し、具体的な対策を決定していますか。	☐
	作業開始前に作業手順書をもとに関係作業員全員で打合わせを行っていますか。また、リスクアセスメント結果を踏まえた災害防止対策を具体的に指示していますか。	☐
	材料を手渡しする場合の作業員の配置を確認しましたか。	☐
	材料をつり綱で下ろす場合の方法(つり元、荷姿等)、小物材料(クランプ、ブラケット類)の荷下ろし方法と落下防止措置を確認しましたか。	☐
	足場の組立等作業を行う前に、足場材等の落下する可能性のある範囲の外側に関係労働者以外の立入禁止措置(危険区域の設定、バリケードの設置等)を行っていますか。	☐
	作業中の材料、工具等の落下に備え、朝顔、防網を取り外す場合はその範囲を決めていますか。また、誤って工具等を落下させないようにヒモ付きにする等の対策を行っていますか。	☐
	足場の組立等作業に係り、有資格者の中から作業主任者を選任していますか。また、その者の氏名・職務内容を掲示し、指揮に従うよう周知が図られていますか。	☐
	足場の組立等作業に従事する労働者は、「足場の組立て等に係る特別教育」を受けていますか。	☐
	足場の組立等作業を行う前に、足場上の清掃・片付けを行い、手すりの外れ等による墜落危険箇所がないか、点検していますか。	☐
作業時	足場の組立等作業中、幅40cm以上の作業床と、フルハーネスを安全に取付ける設備(先行手すり、親綱等)はありますか。	☐
	足場の組立等作業に従事する労働者は、保護帽及びフルハーネス型2丁掛を使用していますか。	☐
	使用した材料は足場の床面に放置せず、都度手順で定めた場所にまとめていますか。また、仮置きした場合は落下防止措置を講じていますか。	☐
	材料、器具、工具等をつり綱で下ろすときは、荷崩れによる飛来・落下防止対策(棒状、板状の材料を番線でひとまとめにし、つり袋を使用する等)を講じていますか。	☐
	強風、大雨等、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止させていますか。	☐
	第三者(通行人等)に対する安全対策(材料の飛来・落下防止対策や安全通路への誘導)を行っていますか。	☐

足場の組立・解体中に墜落する危険を減らすための措置を積極的に採用してください

「労働安全衛生規則」で必要とされる墜落防止のための措置とは？

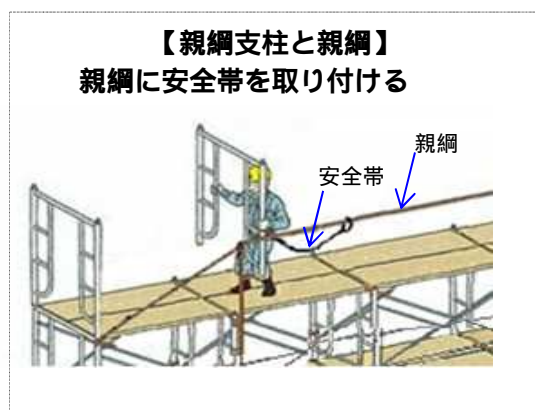
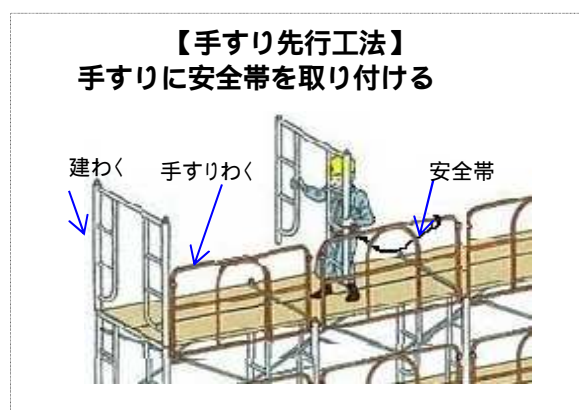
平成27年7月に施行された労働安全衛生規則第564条第1項第4号により、足場を組立て、解体、変更する際、足場材の緊結、取り外し、受け渡しなどの作業を行うときは、次の2つの措置が必要です。

幅40cm以上の作業床¹を設置すること、安全帯取付設備²を設置し、労働者に安全帯を使用させるか、これと同等以上の措置を講じること。

ここで、安全帯取付設備には、手すり、手すりわくと親綱が含まれます。また、建わく、建地、手すりなども利用することができる場合があります。

- 1 狭小な場所など当該作業床を設けることが困難な場合を除きます。
- 2 安全帯を着用した労働者が墜落しても、安全帯を取り付けた設備が脱落することがなく、衝突面などに達することを防ぎ、かつ、使用する安全帯の性能に応じて適当な位置に安全帯を取り付けることができるもののことです。

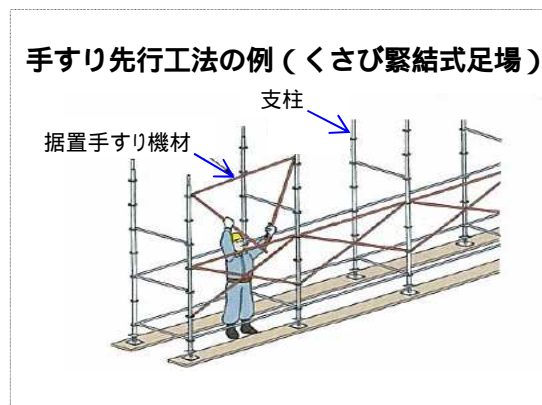
<安全帯取付設備の例>



さらに、墜落の危険を減らすためには？

「手すり先行工法」など墜落の危険を低減させる措置を積極的に採用してください

組立て・解体時の墜落防止措置として効果の高い方法の1つが手すり先行工法です。足場の組立時作業床に乗る前に適切な手すりを先に設置し、かつ、解体作業時にも作業床を取り外すまで手すりが残っている工法です。



厚生労働省では、「手すり先行工法等に関するガイドライン」を平成21年に策定し、手すり先行工法による墜落防止の措置の普及・定着に取り組んでいます。

詳しい情報は厚生労働省ホームページをご覧ください

足場からの墜落防止対策 強化

検索

